

陳 情	受 理 番 号	82	受 理 年 月 日	平成 31 年 4 月 25 日	付 託 委員会	総 務
件 名	「会計年度任用職員」に係る条例、予算等についての陳情					

『会計年度任用職員』に係る条例、予算等についての陳情

地方自治の確立、発展に向けて、二元代表制の一翼を担う議決機関として貴職が日々御尽力なさっていることに對し、心から敬意を表します。

さて、那覇市の行政サービスの運営では、2,300 人余の任期の定めのない常勤職員を中心とした原則を前提としつつも、1,600 人余の臨時・非常勤職員の働きが多くを占め、不可欠なものとなっています。今では、事務職、保育士、給食調理員、ケースワーカー、相談員、図書館司書等々、316 職種と多岐にわたっています。

臨時・非常勤職員の仕事の実態は、職場での恒常的な業務、市民の前面に立つ業務等、無くてはならない職員です。しかしながら、常勤職員に比べて賃金、労働条件が劣悪で、「官製ワーキングプア」と揶揄され、貧困層に置かれ続けていることは、周知のことと思います。

このような状況を受けて総務省は、2009 年と 2014 年に臨時・非常勤職員についての賃金、手当その他労働条件の適切な取扱いのあり方を地方公共団体に示しました。そして、2017 年 5 月 11 日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われ、来年 4 月 1 日から臨時・非常勤職員に代わる『会計年度任用職員』制度が導入されます。これにより、任期の定めのない常勤職員との均等待遇（同一労働、同一賃金）が目指されることになりました。

つきましては、貴議会におかれましては、行政サービスの多くを臨時・非常勤職員が担っている実態を正視し、臨時・非常勤職員の均等待遇、安定雇用等法改正の趣旨が正しく実現できるよう、市長等執行機関が行う『会計年度任用職員』に関する条例、予算編成等に際しては、下記のことを盛り込むよう意見していただきますよう切に陳情します。

記

- 1 条例、予算等を編成するにあたっては、現在働く臨時・非常勤職員を雇い止めすることなく、さらなる雇用の継続を前提とすること。
- 2 『会計年度任用職員』の給与及び報酬並びに昇給については、地方公務員法第 24 条の職務給の原則を踏まえ、職種ごとに常勤職員と均衡したものであること。
- 3 『会計年度任用職員』におけるフルタイム又はパートタイムの整理にあたっては、単に「7 時間 45 分」を基準とするのではなく、退職不補充等により非正規化した経緯、その職の実態、本来的執務形態等を正視すること。
- 4 手当の支給については、通勤手当等職務関連手当や期末手当を確実に条例化等すること。
- 5 会計年度任用職員の数の削減、勤務時間の削減等、財政上の制約を理由として賃金、労働条件等の抑制を図ることは制度改正の趣旨に沿わないと指導した総務省マニュアルを尊重し、本市の条例、予算の編成等を行うこと。
- 6 条例、予算を編成する等にあたっては、労働組合及び職員団体との協議、交渉、合意のプロセスを踏むこと。

2019 年 4 月 25 日